

訪問看護ステーション 料金一覧表

令和3年4月改定分

★介護保険 訪問看護(天理市・橿原市) <要介護1～5>

☆地域区分別単価(7級地 10.21円)で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

<看護師・准看護師による訪問の場合>

提供時間帯 昼間(8時～18時)						
20分未満	看護師による場合	313単位	3,195円	320円	639円	959円
	准看護師による場合	282単位	2,879円	288円	576円	864円
20分以上30分未満	看護師による場合	470単位	4,798円	480円	960円	1,440円
	准看護師による場合	423単位	4,318円	432円	864円	1,296円
30分以上1時間未満	看護師による場合	821単位	8,382円	839円	1,677円	2,515円
	准看護師による場合	739単位	7,545円	755円	1,509円	2,264円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,125単位	11,486円	1,149円	2,298円	3,446円
	准看護師による場合	1,013単位	10,342円	1,035円	2,069円	3,103円

提供時間帯 早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)						
20分未満	看護師による場合	391単位	3,992円	400円	799円	1,198円
	准看護師による場合	353単位	3,604円	361円	721円	1,082円
20分以上30分未満	看護師による場合	588単位	6,003円	601円	1,201円	1,801円
	准看護師による場合	529単位	5,401円	541円	1,081円	1,621円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,026単位	10,475円	1,048円	2,095円	3,143円
	准看護師による場合	924単位	9,434円	944円	1,887円	2,831円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,406単位	14,355円	1,436円	2,871円	4,307円
	准看護師による場合	1,266単位	12,925円	1,293円	2,585円	3,878円

提供時間帯 深夜(22時～6時)						
20分未満	看護師による場合	470単位	4,798円	480円	960円	1,440円
	准看護師による場合	423単位	4,318円	432円	864円	1,296円
20分以上30分未満	看護師による場合	705単位	7,198円	720円	1,440円	2,160円
	准看護師による場合	635単位	6,483円	649円	1,297円	1,945円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,232単位	12,578円	1,258円	2,516円	3,774円
	准看護師による場合	1,109単位	11,322円	1,133円	2,265円	3,397円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,688単位	17,234円	1,724円	3,447円	5,171円
	准看護師による場合	1,520単位	15,519円	1,552円	3,104円	4,656円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合>

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
					2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時～18時)	293単位	2,991円	300円	599円	898円
	早朝・夜間(※)	366単位	3,736円	374円	748円	1,121円
	深夜(22時～6時)	440単位	4,492円	450円	899円	1,348円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時～18時)	264単位	2,695円	270円	539円	809円
	早朝・夜間(※)	329単位	3,359円	336円	672円	1,008円
	深夜(22時～6時)	396単位	4,043円	405円	809円	1,213円

(※) 早朝…6時～8時、夜間…18時～22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ハ. 緊急時訪問看護加算	1月につき	574単位	5,860円	586円	1,172円	1,758円
二A. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
二B. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円
ホ. 初回加算	初回のみ	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ト. ターミナルケア加算	死亡月に1回	2,000単位	20,420円	2,042円	4,084円	6,126円

イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

ハ. 緊急時訪問看護加算…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

二. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

ホ. 初回加算…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

ト. ターミナルケア加算…在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。